

第10章 エスニックな社会運動への参加と意識 ——アイヌ協会がもつ生活上の意味——

上山浩次郎

北海道大学大学院教育学院博士後期課程

第1節 問題の所在

本章では、アイヌの人々が、社団法人北海道アイヌ協会（以下、「アイヌ協会」）に対して、どのような経緯で入会しその後どのように日常的に関わっているのか、さらに「アイヌ協会」に対してどのようなメリット・不満を感じているのかを検討する。そのことを通して、アイヌの人々の生活にとって、「アイヌ協会」がどのような意味をもっているのか明らかにしたい。

「アイヌ協会」については、名称変更前の社団法人北海道ウタリ協会を含めて、その組織の沿革史的側面やその社会運動上の成果という側面については、一定程度明らかとなっている¹⁾。だが、そもそも、アイヌの人々が、どのような経緯で「アイヌ協会」に加入したのか。加入後、日常的にどのように「アイヌ協会」と関わっているのか。さらに、「アイヌ協会」は、アイヌの人々の生活に対してどのようなメリットがあるのか。逆に、アイヌの人々は「アイヌ協会」に対して、どのような点に不満を感じているのか。このような、アイヌの人々の生活にとって、「アイヌ協会」がどのように位置づけられており、それがどのような意味を持っているのかという点については十分に明らかにされているわけではない。

そこで、ここでは、こうしたアイヌの人々の生活のなかで「アイヌ協会」がどのような意味をもっているのかを明らかにしよう。以下では、まず第2節で「アイヌ協会」の概要について触れた後、第3節で「アイヌ協会」への加入の経緯を検討し、続く第4節で加入した後どのような形で「アイヌ協会」と関わっているのかを明らかにする。それをふまえて第5節で、「アイヌ協会」の生活上のメリットについて検討したあと、第6節で「アイヌ協会」に対してどのような意識をもっているのかを明らかにしよう。以上を通して、アイヌの人々の生活にとって「アイヌ協会」がどのような意味をもっているのかを浮き彫りにしたい。

第2節 アイヌ協会の概要

「アイヌ協会」の設立は、さしあたり1946（昭和21）年になされたといえる。その年の2月に創立総会の開催、同年3月13日に北海道知事の認可をうけ、3月26日に社団法人として法人登記をしたからである²⁾。

その後、1961（昭和36）年に、会員勧誘時・入会時の心理的抵抗を軽減することを目的に社団法人ウタリ協会に名称を変更し、さらに1997（平成9）年の「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（以下、「アイヌ文化振興法」）の成立や、2007（平成19）年の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」をふまえた2008（平成20）年の衆参両院における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の全会一致という背景をうけ、2009（平成21）年に再度「アイヌ協会」に名称を変更し現在に至っている。

その「アイヌ協会」の目的は、「アイヌ民族の尊厳を確立するため、その社会的地位の向上と文化の保存・伝承及び発展を図ること」³⁾にあり、この目的を達成するための具体的な事業は、おおよそ以下の3つに整理することができる。

- ①アイヌの人々の生活向上に関する事業
- ②アイヌ文化の保存・伝承・発展に関する事業
- ③アイヌの人々の社会的地位の向上に関する事業

以下、それぞれについて、社団法人北海道アイヌ協会（2011a, 2011b）や北海道環境生活部（2010）にもとづきその具体的内容を確認していこう⁴⁾。

（ア）主要な事業

はじめに、①アイヌの人々の生活向上に関する事業について確認していこう。これは、具体的には、国や北海道が推進する「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」の具体的な事業に関して、その活用を促すことやその事業自体を実施することである。この「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」は、おおよそ〈A〉教育に関する事業、〈B〉経済生活に関する事業、〈C〉生活全般に関する事業の3つに分けることができる。

まず〈A〉教育に関する事業については、高等学校以上の進学に関して、入学支度金や修学資金の給付や貸付がなされている（「北海道アイヌ子弟進学奨励費等（補助）制度」および「北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付制度」）。さらに、高等学校通学者の場合、遠距離通学の際の通学補助金も助成されている。なお、これらには、「アイヌ協会」が窓口となる事業と、「アイヌ協会」の会員であることで施策を活用するために必要な申請手続きが円滑になる事業がある（渡會 2007、山崎 2010）。

次に、〈B〉経済生活に関する事業は、さらに（1）農林漁業対策、（2）中小企業対策、（3）職業安定対策の3つに分けられる。（1）農林漁業対策は、北海道農政部との連携のもと、「アイヌ農林漁業対策事業費」の活用を図ることであり、具体的には、区画整理・かんがい排水などの「農林業生産基盤整備事業」と、木工用機械や水産物処理加工施設などの「農林漁業経営近代化施設整備事業」の2つの事業がある。「アイヌ協会」自体は、説明会の実施などを行い、それら事業の周知や制度理解の促進を図っている。また（2）中小企業対策は、北海道経済部との連携のもとで、「アイヌ中小企業振興特別対策費補助金」の活用を図ることであり、ここではアイヌ民芸品の市場開拓を図る施策⁵⁾や、専門経営指導員の配置などの事業がなされている。さらに（3）職業安定対策は、公共職業訓練（「機動職業訓練」）を受講する者への受講奨励金・受講支度金・受講手当の補助、職業安定所における雇用推進員の設置、「就職奨励事業費補助金」（特殊自動車などの免許取得などの経費に助成）などの事業がある。

最後に〈C〉生活全般に関する事業は、緊急の生活資金を必要とする者への貸付である「福祉資金貸付事業」、浴室や墓碑の整備資金を貸付する「環境整備資金貸付事業」、老朽化している住宅の建て替え・改修及び土地取得に対して市町村が貸付する資金に対する助成である「アイヌ住宅改良事業費補助金」の活用などがあげられる。

こうして、国や北海道の財政的な支援を背景として、アイヌの人々の生活向上に関する事業の活用を促すことや事業それ自体の実施を行うことが、「アイヌ協会」が行う主要な事業の1つであると整理することができる。

次に、②アイヌ文化の保存・伝承・発展に関する事業については、まず、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（以下「アイヌ文化振興財団」）が行う各事業の周知を図ることや、その「アイヌ文化振興財団」に対する指導や提言を行っていることが挙げられる。この「アイヌ文化振興財団」は、1997年の「アイヌ文化振興法」で規定された業務を行う法人として指定された主体であり、いわばアイヌ文化振興の主要な担い手である。そうした主体への協力を具体的な事業の1つとして指摘することができる。

ただし、「アイヌ協会」は、独自にアイヌ文化の保存・伝承・発展に関する事業も行っている。まず、北海道教育委員会からの委託事業である「アイヌ民俗文化財・保存伝承事業」がある。ここでは、アイヌ文化に関連する文化財を理解するための用語を学ぶ講座やアイヌ民族に関する技術や芸能の伝承に関する講座の開催がなされている。また、財団法人アイヌ無形文化伝承保存会から継承した事業である「金成マツノート翻訳出版」なども行っている。

さらには、アイヌ用語指導者研修会・アイヌ文化祭の開催・芸能交流会などを開催するなど、様々な文化的活動をいわばコーディネートする役割や、小中学校で使用されている教科書でアイヌ民族がどのように記述されているのかを把握する調査・図書や各刊行物におけるアイヌ民族に関する記述の過誤の指摘と改善要求など、アイヌ文化の適切な知識の普及に関する事業なども行っている。

その他、北海道が設置するアイヌ総合センター⁶⁾の施設機能の有効活用を通じた文化継承活動の促進を行うことや、財団法人アイヌ民族博物館との資料交換をはじめとした相互協力など、他組織との協力活動を通じた文化の保存・伝承・発展に関する事業も行っている。

さらに、③アイヌの人々の社会的地位の向上に関する事業については、たとえば、機関紙『先駆者の集い』の発行、道立アイヌ総合センターでの活動、HPによる情報発信など、さまざまな広報・啓発活動がなされている。また、日本考古学会に対して、アイヌ民族の歴史的・文化史的な位置づけなどについて要請を行うなどの活動や、さらには財団法人人権教育啓発推進センターと協力し、人権教育の推進を行うことを通じてアイヌの人々の社会的地位の向上を図っている。

加えて、政府や政党に対する働きかけも行ってきた。その成果として特筆すべきは、2007年の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を背景とした、2008年6月6日における衆参両院での「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」の全会一致であるだろう。そして、それをうけて2008年8月には「アイヌ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、さらに2010（平成22）年には内閣官房に「アイヌ政策推進会議」⁷⁾が設置された。ここでは、とくに、(1)北海道外アイヌの生活実態調査、(2)民族共生の象徴となる空間、という2つが主要な課題とされ、それぞれの作業部会のメンバーとして「アイヌ協会」の役員が選出されている。

(イ) 組織的基盤・財政的基盤

では、上記のような事業はどのような基盤により成り立っているのだろうか。次にこの点について確認しよう。はじめに、「アイヌ協会」はどのような組織的特徴をもっているのか、いわばそ

の組織的基盤について、「アイヌ協会」の定款（社団法人北海道アイヌ協会 2009）などを参考に確認していこう⁸⁾。

まず、「アイヌ協会」の会員数を確認すると、2011（平成 23）年 4 月現在で 3,007 人の構成員がいる⁹⁾。北海道環境生活部（2007）では、北海道に住むアイヌ人口は 23,782 人（2006（平成 18）年現在）とされており¹⁰⁾、その意味で、すべてのアイヌ民族の者が「アイヌ協会」に加入しているわけではない。また、アイヌの血筋にある者はもちろん、アイヌの血を引かなくても、アイヌである者と婚姻関係にある者あるいはアイヌの家庭でアイヌとして育った者も「アイヌ協会」に加入することが認められている。さらに、「アイヌ協会」には支部が存在しており、2011 年 4 月現在では 50 の支部がある。

これら会員の意思決定は、総会でなされる。この総会は、年に 1 回開催される通常総会と臨時総会の 2 種類がある。とくに通常総会では、事業計画や事業報告、収支予算や収支決算などの事項が議決されることになる。

さらに、役員として理事と監事が置かれている。理事は、理事長 1 名・副理事長 3 名・常務理事 1 名を含み計 22～27 名で選任され、法人の代表業務や業務執行などを行う。これら理事は、理事会を構成し、総会で議決された事項の執行や総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。また監事は 2～3 名おかれ、会計業務や理事が行う執行業務の監査をすることになる。その他には、事務局も設置されており、事務局長をはじめ事務職員が置かれている。さらには、とくに先に示した主要な事業を達成するために、総務部会・農林漁業部会などの部会や特別委員会も設置されている。

続けて、以上の組織を運営するための財政的な基盤についても確認しておこう。まず、構成員から得られる会費がある。このほか先に確認した主要事業のうち、①アイヌの人々の生活向上に関する事業や②アイヌ文化の保存・伝承・発展に関する事業などにおける具体的施策には、それぞれ国や道において固有の財源が確保されている。実際、「アイヌ協会」の収支計算表を確認すると、多くの事業において、特別会計という形でその事業独自の会計が行われている¹¹⁾。

さらにその他に、北海道が「アイヌ協会活動促進費（アイヌ協会補助金）」という事業名で実施する、「アイヌ協会」が行う各種事業に対する補助金も存在している。なお、その 2010 年現在の金額を確認すると、3,300 万円程度であり、会費収入の 1,100 万円程度よりも大きな位置を占めている¹²⁾。こうして、「アイヌ協会」の財政的基盤は、構成員自体から得られる会費収入と国や道からえられる補助金収入という 2 つの基盤があるということができよう。

それでは、以上のような性格をもつ「アイヌ協会」は、アイヌの人々の生活にとってどのような意味をもっているのか。以下、この点について検討していこう。

第 3 節 アイヌ協会への加入の経緯

はじめに、なにゆえどのようにして「アイヌ協会」に入会したのか、いわば加入の経緯について検討していこう。インタビュー調査の結果から得られる加入経緯を整理したのが表 10 - 1 である。ただ、ここでのインタビュー調査では、すべての調査対象者の方から加入の経緯を聞き取りしているわけではない。それゆえ、ここで整理する加入の経緯は、その点について明示的に回答していただけた調査対象者の回答から推測されるものである。

とはいえ、表10-1からは、まず自身が支部を設立する形をとって「アイヌ協会」に加入したとみなせるケースがあることがわかる（2人）。次に、親が「アイヌ協会」に加入していたため、自身も加入したとみなせるケースも存在している（7人）。自身の加入の経緯を、母親の名義を自分の名義に変えたときと認識している者や、そもそも父が入っており名義が自分に変わっただけだという理解をしている者がそれに該当する。

表10-1 アイヌ協会への加入の経緯 単位：人

性別	教育費	結婚	支部設立	住宅費	親が加入	転居	その他	総計
女性	7	6		3	3	2	4	25
男性	6	1	2	2	4		1	16
合計	13	7	2	5	7	2	5	41

これと似たような経緯として、結婚を境に、自身の親や配偶者の親さらに友人などに勧められる形で「アイヌ協会」に加入したとみなせるケースもある（7人）。たとえば、結婚した際義父母に勧められたため加入したとする者や友人からの勧誘で、結婚後入会した者がいる。

ただし、こうした親の存在や結婚を境にしてという理由とは異なる経緯で入会しているケースもみられる。たとえば、入会の経緯として娘が大学に入学する際に叔父に勧められた者や息子が高校進学時に夫の名義で入会したと述べる調査対象者がいる。これらは先に確認した、①アイヌの人々の生活向上に関する事業のうちの〈A〉教育に関する事業が持つメリットを得るために入会したケースといえることができる。こうしたケースはかなり多く、少なくとも13人の調査対象者がこうした経緯で入会したと判断することができる。

また、住宅資金を借りるために入会したと判断できるケースも存在している（5人）。たとえば、住宅資金がたりないので入会したとする者、家を建てる際に兄に相談した際、「アイヌ協会」のことを教えてもらい入会したと述べる者がいる。

他には、支部がある地域に転居した際に入会したケースもある（2人）¹³⁾。

第4節 アイヌ協会への関わり方

こうしてさまざまな経緯を経て入会したのち、アイヌの人々はどのような形で「アイヌ協会」と関わっているのだろうか。次は、こうした日常的な関わり方について検討していこう。表10-2をみよう。そこには、インタビュー調査から得られた日常的な関わり方を整理してある。

まず、「アイヌ協会」本部や支部の役員となるケースがある。本部や支部の理事や支部長などの役員を務めた経験がある8人がこれに該当する。これら役員は、「アイヌ協会」の業務の執行を担いその意味で「アイヌ協会」に対して「中心的な関与」をしている（た）と整理することができよう。

表10-2 「アイヌ協会」との日常的な関わり方 単位：人

性別	事業に関する関与		文化的関与				わずかに関与 (事業・文化)	関与なし
	中心的関与	担い手	文化活動	祭祀活動	両方(文化・祭祀)	その他		
女性		3	20		6	1	1	7
男性	8	5	1	8	4	1	6	13
合計	8	8	21	8	10	2	7	20

注) 「中心的関与」=「アイヌ協会」の役員、「担い手」=相談員、協会職員
「文化活動」=アイヌ語、刺繍、踊り、音楽、木彫りなど、「祭祀活動」=カムイノミ、イナリなど

また、役員のように議決に関与するわけではないが、「アイヌ協会」が行う具体的な「事業の担い手として関与」するケースもある。具体的には、生活相談員¹⁴⁾、教育相談員¹⁵⁾、「アイヌ協会」本部の臨時職員などに勤めるケースがある（8人）。

その他には、アイヌ語講座・アイヌの刺繍・アイヌ古式舞踊保存会（ウポポ保存会）などアイヌ文化に関する催しや講座に参加するという形で日常的な関わりをしているケースもみられる。たとえば、アイヌ語を積極的に勉強しており案内があった場合必ず参加するように努めている者やアイヌ刺繍の講師を経験している者がいる。また、ウポポ保存会の役員をしている者もいる。彼ら／彼女らはこのようなアイヌ「文化活動」という形で「アイヌ協会」と関わりをもっており、一人で複数の「文化活動」に関与しているケースが多い。

他方で、カムイノミに参加したり、イナウを作成したりというようないわば「祭祀活動」を行っている者も存在している¹⁶⁾。なかには、複数の仲間内でチセ（伝統的な家）を所有しておりそこで行うカムイノミに参加している者もいる。

こうしてみると、アイヌ語・アイヌ刺繍・アイヌ古式舞踊などの「文化活動」やカムイノミ・イナウなどの「祭祀活動」などの「文化的な関与」をしている者が存在している。

とはいえ、以上みてきた関与のあり方は、ジェンダーや年齢によって異なるとみなせる。表10-3をみよう。これは、性別年齢別に日常的な関与のあり方を整理したものである。

それによれば、「中心的な関与」や「事業の担い手としての関与」の多くは50代以上の男性に偏っていることがわかる。他方で、「文化的な関与」のうちの「文化活動」の多くは40代以上の女性であり、「祭祀活動」の多くは50代以上の男性である。

ここで、とりわけ「文化的関与」に関しては、櫻井（2010）が指摘するように、文化伝承という意味合いではなく、文化復興としての意味がある点には注意しておく必要がある（→第6節も参照）。その点で、「文化活動」や「祭祀活動」は、自身やその親が以前から行ってきた文化を伝承しているという意味合いはそれほど強くなく、主観的にはアイヌ文化を新たに「学習」し、客観的にはアイヌ文化の「復興」や「再生」を推進しているという意味合いが強いだらう。

とはいえ、こうしてみると、これまでみてきた関与は、おおよそ50代以上の比較的年齢が高いアイヌの人々によって担われてきたと整理することができる。

他方で、引き続き表10-3をみていくと、20代～40代のいわば青年世代や壮年世代の者たちは、それほど積極的に関与しているわけではない。たしかに、母親の影響があり刺繍やアイヌ語など「文化活動」をしている者もいる。しかし、その人であっても仕事が忙しいのであまり教室にいけなことも述べており、その意味で「わずかに関与」しているといわざるをえない。こうした例としては、他にも2人のケースを挙げることができる。

さらに、ほぼ「関与なし」とみなせる者も多く存在している。たとえば、仕事が忙しいし興味がないという印象を述べる者、さらに仕事が忙しくて時間がとれないと述べている者がそれに該当する。こうした印象を述べる者は、表10-2、表10-3からわかるようになんかの程度存在している。この点をふまえれば、仕事や家事育児を抱えている青年世代や壮年世代の多くは、日常的にはあまり関与をしていないと判断する方が妥当だらう。

表10-3 性別×年齢別×日常的な関わり方

単位：人

アイヌ協会への関わり方		男性						女性					
		20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70歳 ～	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70歳 ～
事業	中心的関与（役員）				3	2	3						
	担い手（相談員、協会職員など）				1	1	3			2	1		
文化	文化活動					1				4	6	6	4
	祭祀活動		1		1	2	4						
	両方（文化・祭祀）				1	1	2	2			1	2	1
	その他		1							1			
わずかに関与（事業・文化）		2		1		2	1	1					
関与なし		2	4	3	1		3	1	2	3		1	

注) 「文化活動」＝アイヌ語、刺繍、踊り・音楽、木彫りなど、「祭祀活動」＝カムイノミ、イナウなど。

第5節 アイヌ協会が持つメリット

ただし、こうした青年壮年世代の多くが日常的な関与をしていないという事実は、必ずしも青年壮年世代の者にとって「アイヌ協会」が生活上の意味をもっていないことを意味しない。むしろ、多くの者にとって大きなメリットが存在している。この点を明確にするため表10-4をみてみよう。

そこからは、自身の進学の際に教育に関する事業を活用している者の多くが、男女とも40代以下の者であることがわかる。ここからは、青年壮年世代の者にとって、「アイヌ協会」は少なからぬ意味をもっていることが明らかとなろう。

とはいえ、自身の子どもに対して教育に関する事業を活用している者の多くは、50代以上の者であり、この点をふまえると、教育費の給付貸付という事業は、世代や性別を問わず多くの者が享受しているメリットであると判断することができよう。ただし、年齢が高い者にとっては、彼ら彼女らが進学する際にはそうした制度が確立しておらず、自身のためには活用できなかった事実がある点には留意する必要がある。

ところで、こうした「アイヌ協会」から得られるメリットは、教育に関する事業に限られたものではない。引き続き表10-4をみよう。そこからは、たとえば他にも住宅資金貸付という点も大きなメリットとなっていると判断することができる。ここでは、おおよそ10名以上のものがこうした事業からメリットを得ていると判断することができる。なお、こうした事業を活用するのは、主に40代～60代の者である。

表10-4 性別×年齢別×事業の活用

単位：人

事業の活用		男性						女性					
		20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70歳 ～	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70歳 ～
教育	自身	6	3	4	1			5		3	2		
	子ども			3	2	2	3		1	9	10	7	1
住宅事業					2	2	1			3	2	2	1
機動訓練		1	3	1	1			1	2	3(3)	5(3)	4(3)	
自動車免許取得			2							1			
就職支度金		1								1			
その他							1			1			

注) ()は表10-3で「文化活動」あるいは「両者（文化活動・祭祀活動）」を行っている者の内数。

さらに、多くの者が活用している事業として、いわゆる「機動職業訓練」、すなわち公共職業訓練を受講する際の受講奨励金・受講支度金などの事業がある。こうした例も、表10-4からわかるようにそれなりの程度の者が活用している。ここで性別と年齢を確認すると、40代～60代の女性が多くを占めている。こうした女性の多さは、機動職業訓練の多くで、アイヌ刺繍や織物などを訓練することができるという点に関係していよう。実際、機動職業訓練を活用した40代～60代の女性の多くは、表10-3で確認した「文化活動」を行う者と多くの場合重複しているのである（なお、表10-4の機動訓練欄の（ ）内の数値が、表10-3で「文化活動」あるいは「両者（文化活動・祭祀活動）」を行っている者の内数である）。

第6節 「アイヌ協会」に対する意識

（ア）事業に対する意識

こうしてみると、アイヌの人々にとって「アイヌ協会」は生活上大きな意味をもっていることがわかる。実際、アイヌの人々にとって、こうした事実は明示的に認識されてもいる。

まず、「文化的な関与」を通して、アイヌ文化を実感したと評価する者や、アイヌ民族としての意識をもったと認識している者が存在している。こうした事実は、先に表10-2、表10-3を通して確認した、アイヌ文化の「学習」・「復興」としての「文化的な関与」という側面をあらためて浮き彫りにしている。

次に、注目すべきは、とりわけ教育に関する事業に対して、肯定的な評価が存在していることであろう。教育に関する事業に対する肯定的な評価は、10人の調査対象者によって明示的に述べられている。「教育資金は欠かすことができない。大変ありがたいと思っている」という語りが代表的なものである。

ただし、すべての者が、教育に関する事業に関して肯定的な印象をもっているわけではない。たとえば、「（長男の時には使ったが、）長女の時は使っていない。仕事も順調で、援助を使うと子どもが恥ずかしいのでは？アイヌであることが知れるとかわいそうなのでは？と思い使わなかった」と述べている者もあり、事業を活用することが、子どもに対してネガティブな影響を与えるのではないかと懸念した経験をもつ者もいる。

また、「ウタリ協会のお金を使って子どもを進学させようと思わなかった」と、そもそもこうした制度を利用しようと思わなかった者も存在している。実際、教育に関する事業を利用しなかった者もいくらか存在している（7人）。加えて、教育に関する事業に関して肯定的な印象を述べていた者の中にも「家にアイヌ協会から通知が来ると子どもの目に触れないように捨ててしまう」と、「アイヌ協会」に入会していることや、その事業を活用していることに対して複雑な印象を抱いている者もいるのである。

（イ）組織に対する意識

さらに、こうした「アイヌ協会」が行う事業に対する意見の他に、「アイヌ協会」という組織そのものに対して、不満や否定的な意見が存在している点にも注意を払う必要がある。こうした組織自体への意見は、おおよそ2つに整理することができる。

まず、第一に、情報や利益が均等に行き渡っていないという不満が見られる。たとえば、ある

調査回答者は、

「利益にしても、良いことにしても、一部の人たちだけでまわってしまっていて一般の会員まで回らない。(自身は) 運よくいろいろなことをやらせてもらえるようになっているけれど。講座にしても旅行にしても顔を合わせる人はいつも一緒。いろいろなことの権利が皆に平等にあってほしい。」

と述べている。ここからは、比較的多く活動に参加している者にとってみても、情報や利益が十分に行き渡っていないという認識が生まれる現状があるといえる。

次に、こうした点と関連して、第二に、組織における金銭面での扱いについて不信感や不満をもつ者もいる。とくに、この調査時期(2009年)には、北海道議会や報道を契機に「アイヌ協会」における公金の不適切な処理が問題となったこともあり、

「組織や協会が不正を行うと非難されるのは自分たちなので上の組織の人にはしっかりしてほしい。」

という要望も出されている。

こうしてみると、情報や利益の偏り、不適切な会計処理という点において「アイヌ協会」という組織自体への不満などが会員の中に存在しているといわざるを得ない。

第7節 アイヌの人々の生活にとっての「アイヌ協会」の意味

以上、アイヌの人々が、「アイヌ協会」に対して、どのような経緯で入会したのか、さらに入会後どのような日常的な関与をしているのか。加えて「アイヌ協会」にはどのようなメリットがあり、逆に「アイヌ協会」に対してどのような不満をもっているのかという論点について検討してきた。そこからは、「アイヌ協会」はアイヌの人々の生活にとって非常に大きな意味を持っていることが浮き彫りとなろう。

まず、アイヌの人々の生活向上に関して大きな意味をもっていた。それは、国や北海道が推進する「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」の具体的事業の活用の促進や事業の担い手としての性格に起因していた。この「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」は先に確認したように多様な事業が存在するものの、インタビュー調査の回答からは、住宅資金の貸し出し・公共職業訓練の受講支援・高等学校以上の進学に関する修学資金や入学支度金の給付ないし貸出という教育に関する事業からメリットが得られていたことがうかがわれた。とりわけ、教育に関する事業がもつメリットはアイヌの人々にとって大きく認識されていた。

さらに、アイヌ文化への接触という側面に関しても大きな意味をもっていた。これはとくに、アイヌ語・アイヌ刺繍・アイヌ古式舞踊(ウポポ保存会)などの「文化活動」やカムイノミなどの「祭祀活動」などの文化を「学習」し、そのことを通してアイヌ文化を「復興」という形で現れていた。こうした文化的な生活への影響力は、「アイヌ文化振興法」や北海道教育委員会からの委託事業である「アイヌ民族文化財・保存伝承事業」の担い手としての性格に起因しているだろう。

こうしてみると、「アイヌ協会」は、アイヌの人々の生活にとって、教育費に代表されるような経済的な側面だけでなく、アイヌ語などの文化的な側面にとっても大きな意味をもっているといえるだろう。

とはいえ、こうした「アイヌ協会」とその事業に対して、肯定的な意見のみが出されているわけではなかった。たとえば、教育に関する事業を活用する際、複雑な印象を抱えている者が存在するだけでなく、その制度そのものを活用しない者も存在していた。

さらには、「アイヌ協会」という組織自体についても不満が存在していた。それはとくに、情報や利益の伝達・配分や会計上の処理に関するものであった。

先にも触れたように、「アイヌ協会」は現在、「アイヌ政策推進会議」が行う事業に大きく関与をしている。その点をふまえると、現在においてアイヌの人々の生活にとって大きな意味をもっているだけでなく、今後においてもアイヌの人々の生活にとって大きな役割を果たしていく（べき）だろう。

ただしその際、ここで確認してきた、アイヌの人々のなかに「アイヌ協会」とくにその会計上の処理に対して、不満を感じている者が存在している事実をふまえる必要があるだろう。むしろ、「アイヌ協会」自身も、公金の不適切な処理について、社団法人アイヌ協会（2011c）のように自身で調査・改善案を提出している。それゆえ、今後は、そうした改善策の実施を並行させながら、「アイヌ協会」が担う（べき）事業を推進していく必要があるといえよう。

注

- 1) たとえば、大黒（1995）、野村（1996）、竹内編（2004、2006、2007）、渡會（2007）など。
- 2) ただ、竹内（2004、2006、2007）などで指摘されるように、戦前において、1927（昭和2）年に十勝アイヌ旭明社、1930（昭和5）年には北海（道）アイヌ協会など現在の「アイヌ協会」の前身ともいえる組織が設立されていた。
- 3) 社団法人北海道アイヌ協会（2009）の定款第3条を参照。
- 4) なお、以下の記述は「アイヌ協会」の本部に関するものである。「アイヌ協会」は、支部単位でも独自の活動をしており、その意味で、ここでの概要は、「アイヌ協会」全体のものではない。
- 5) 具体的には、アイヌ工芸品・民芸品にかかわる市場調査の実施、アイヌ民芸品展示会事業、アイヌ工芸者技術研修会事業、北海道アイヌ伝統工芸展、民工芸品販路拡大事業などがある。
- 6) なお、「アイヌ協会」は、この北海道立アイヌ総合センターの管理運営事業を指定管理者として行っている。
- 7) 「アイヌ政策推進会議」については以下の URL を参照のこと。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/index.html>
- 8) 他にも、「アイヌ協会」の HP（<http://www.ainu-assn.or.jp/about02.html>）を参考にした。
- 9) 「アイヌ協会」の以下の HP を参照のこと。<http://www.ainu-assn.or.jp/cgi-bin2/pdfupld/disp.cgi>
- 10) なおここで、アイヌ民族とは、「地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる人、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる人と定義し、自らが表明する人」とされている。
- 11) 詳しくは注9の URL を参照。
- 12) この点も詳しくは注9の URL を参照。
- 13) 他には、洋裁や縫物ができるために入会した例や、「アイヌ協会」の新年会に誘われて入会したケースも存在しているものの、少数のケースであると判断できる。

- 14) 生活相談員とは、アイヌの人々の生活相談について指導・助言を行い、アイヌの人々の生活向上に努める業務を担う。社団法人北海道アイヌ協会（2011a）によれば2010年度の場合、23市町村で計34名配置されている。

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
札幌市	2	平取町	3	帯広市	1
千歳市	1	日高町	1	芽室市	1
室蘭市	1	新冠町	1	浦幌町	1
苫小牧市	1	新ひだか町	3	釧路市	1
登別市	1	浦河町	3	白糠町	1
伊達市	1	様似町	2	標津町	1
白老町	2	えりも町	2	八雲町	1
むかわ町	2	旭川市	1		

注) 社団法人北海道アイヌ協会（2011a）から作成

- 15) 教育相談員とは、アイヌ民族に関する教育について指導・助言を行い、アイヌに関する教育の振興に努める業務を担う。社団法人北海道アイヌ協会（2011a）によれば2010年度の場合、北海道で1名、札幌市（単費）で1名、帯広市（単費）で1名が配置されている。
- 16) カミノミとは、神格であるカムイを天界にかえす儀式のことであり、イナウとは、祭具のひとつで、カムイと人間（アイヌ）の間を取り持つものとされる供物である。いずれも祭祀活動にかかわる。

参考文献

- 北海道環境生活部, 2007, 『平成18年度北海道アイヌ生活実態調査報告書』北海道環境生活部。
 ———, 2010, 『平成22年度環境生活行政の施策概要』北海道環境生活部
 (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sum/22sesakugaiyou.htm>).
- 野村義一, 1996, 『アイヌ民族を生きる』草風館。
- 大黒正伸, 1995, 「アイヌ民族意識の復興と権利回復——北海道ウタリ協会の運動」『ソシオロジカ』20(2), 15-30.
- 櫻井義秀, 2010, 「アイヌ民族の宗教意識と文化伝承の課題」小内透編著『現代アイヌの生活と意識——2008年北海道アイヌ民族生活実態調査報告書』北海道大学アイヌ・先住民族研究センター, 97-104.
- 社団法人北海道アイヌ協会, 2009, 『社団法人北海道アイヌ協会定款』
 (http://www.ainu-assn.or.jp/data/pdfupld/pdf/1306288042_teikan.pdf).
- , 2011a, 『平成22年度事業実績報告』
 (http://www.ainu-assn.or.jp/data/pdfupld/pdf/1306287862_H22.jisseki.pdf).
- , 2011b, 『平成23年度事業計画(案)』
 (http://www.ainu-assn.or.jp/data/pdfupld/pdf/1306286736_H23.keikaku.pdf).
- , 2011c, 『「協会組織のあり方等検討委員会」報告(資料)——不祥事対応・改善策及び新公益法人制度の移行方針について』
 (http://www.ainu-assn.or.jp/data/pdfupld/pdf/1306287017_houkoku.pdf).
- 竹内渉編著, 2004, 『野村義一と北海道ウタリ協会』草風館。
- , 2006, 『北海道アイヌ(ウタリ)協会史 研究1報告書』結城庄司研究会。
- , 2007, 『北海道アイヌ(ウタリ)協会史 研究2報告書』結城庄司研究会。
- 渡會歩, 2007, 「現在のアイヌ民族をめぐる諸問題とその歴史的背景——主に1945年以降を中心に」『アジア文化史研究』7, 53-91.
- 山崎幸治, 2010, 「調査対象の特性」小内透編著『現代アイヌの生活と意識——2008年北海道アイヌ民族生活実態調査報告書』北海道大学アイヌ・先住民研究センター, 7-18.

(上山浩次郎)

